

港湾の保全上支障のある行為を禁止する区域の指定に関する公告

港湾法（昭和25年法律第 218号）第37条の11第 2 項の規定により、次のとおり港湾の区域及び物件を指定したので公告する。

なお、詳細は関係図面のとおりとし、当該関係図面は、港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第 3 条の10の規定により、指定区域周辺に掲示する。

関係図面は、富山県土木部港湾課及び富山新港管理局において縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定する区域及び指定物件

(1) 指定区域

二級河川内川（東橋から万葉線内川橋梁まで）、内川整理場、堀岡船だまり泊地、堀岡泊地、堀岡 3 号物揚場前面泊地、新湊マリーナ、海老江船だまり泊地

(2) 指定物件

港湾施設の占用又は使用許可を得ていない船舶及び係留設備（係船杭、係船環、ロープ等）

2 指定の適用の日

令和 2 年 9 月 25 日